

深谷市生活交通ネットワーク計画（案）

（地域内フィーダー系統）

平成26年 月 日

深谷市地域公共交通会議会長

深谷市副市長 福島 重昭

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

深谷市は面積が138.41km²、人口144,468人（H22国勢調査）で埼玉県の北西部に位置し、平坦な地形を呈している。また、市内には広域的な移動手段であるJR高崎線と秩父鉄道の2つの鉄道で計6駅が整備されており、この鉄道と結節する地域間移動の足として、市内に民間路線バスが4路線運行されている。

コミュニティバス「くるリン」は、これらを補完する役割として平成12年度から本格運行しているが、市内の人口は広く薄く分布している傾向にあることから、広域的に循環させるため路線が長大化し本数も少ない状況となっている。

また、交通空白地帯も多く残されており、市民アンケート結果からコミュニティバスの利用率は、いずれの地区も1割に満たない状況であるが、今後のコミュニティバスの継続を求める声は、現在の交通弱者や自分たちが将来交通弱者となった時等のことを不安視し、いずれの地区も約7割と高いものとなっている。

このような結果を踏まえ、今後、高齢化による交通弱者が増加していく中において、交通弱者の病院・買い物施設等への足の確保が課題であり、効率的かつ効果的な公共交通ネットワークを構築していくことが重要となる。

そこで、鉄道や民間路線バスとコミュニティバス「くるリン」を有効に結節させ、既存の公共交通を維持確保するとともに、交通弱者の足の確保および交通空白地帯の解消を目的として本計画を策定する。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

数値目標 の項目	使用する 指標	現 状 (H24)	中間年 (H27)	目 標 (H31)
i) コミュニティバス利用 者数の増加 (人/年)	実測値	93,250	96,625	100,000
ii) 利用者の 満足度の向上	利用者 アンケート	別紙参照 (H25)	各項目とも H25以上の 満足度	各項目と もH27以上 の満足度
iii) 収支率の向上 (%)	実測値	9.0	10.3	11.5

(2) 事業の効果

- i) 交通空白地帯の解消
- ii) 交通弱者の目的地までの足の確保
- iii) 鉄道や民間路線バスとの連携によるネットワーク構築
- iv) 財政負担に配慮した持続可能な交通体系の実現

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

(1) 対象

市民に限らず誰でも利用可能

(2) 運行日

毎日運行（ただし、12月29日～1月3日は運休）

(3) 運行時間

7時台から19時台を基本とする

(4) 運賃

1日200円 乗り放題

(5) 割引制度

- ・未就学児 無料
- ・回数券（200円券11枚綴2,200円分を2,000円で発行）
- ・障害者割引 1日100円 乗り放題
- ・定期券 1, 3, 6, 12ヶ月
（例：30日 6,000円分を4,000円で発行）
- ・民間公共交通の乗継割引（相互乗継利用者に対し一定額を割引）
- ・登録者割引
（利用者登録をした方に対し、回数券1シート（11枚綴）を交付）

(6) 車両

- ・小型バス車両（28人乗、ノンステップバス）
（東循環便、西循環便（各1台 計2台））
- ・ワンボックス車両（9人乗、福祉仕様（車椅子リフト付））
（北部定期便、南部シャトル便、北部デマンド、南部デマンド、岡部デマンド、川本デマンド、花園デマンド（各1台） 計7台）

(7) 運行予定者

今後、深谷市地域公共交通会議の中で、運行主体および発注方法等を検討していく。

※地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表1」添付

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月） (千円)

運行系統	総事業費	収入	国庫補助	市
北部定期便				
東循環便			0	
西循環便			0	
南部シャトル便				
北部デマンド				
南部デマンド				
岡部デマンド				
川本デマンド				
花園デマンド				

※地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表2」添付

5. 別表4の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載しない

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載しない

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

※地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表5」添付

8. 車両の取得に係る目的・必要性

※対象外

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

※対象外

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

※対象外

11. 協議会の開催状況と主な議論

- 第1回 深谷市地域公共交通会議 平成25年 5月 1日
○会議の目的等
- 第2回 深谷市地域公共交通会議 平成25年 6月27日
○深谷市の現況、市民アンケート実施についての協議
- 第3回 深谷市地域公共交通会議 平成25年 9月27日
○市民アンケート結果報告、基本方針の設定
- 第4回 深谷市地域公共交通会議 平成25年11月26日
○基本計画の設定
- 第5回 深谷市地域公共交通会議 平成26年 2月12日
○実施計画の設定、生活交通ネットワーク計画（案）の協議
- 第6回 深谷市地域公共交通会議 平成26年 月 日

12. 利用者等の意見の反映

(1) 市民アンケート

対象者：地区ごとに無作為抽出した15歳以上の市民3,000人

実施期間：H25年7月5日からH25年7月19日まで

回収率：46.2%

(2) 利用者アンケート

対象者：コミュニティバス利用者

実施期間：H25年7月8日からH25年7月26日まで

回答数：125件

(3) 乗降調査

概要：コミュニティバスの全バス停における乗降者数

実施期間：H24年8月1日から平成25年7月31日まで

(4) OD調査

対象者：コミュニティバス利用者

実施期間：H25年7月9日 始発から終発まで

サンプル数：337件

(5) 「市長と語る集い」各自治会への意見募集

対象者：自治会に所属する全市民

実施期間：H25年10月15日からH25年12月27日まで

回答数：13件

13. 協議会メンバーの構成

構成員	団体名および役職
一般乗合旅客自動車運送事業者	国際十王交通(株) 営業部次長
	武蔵観光(株) 常務取締役
	花園観光バス(株) 代表取締役
一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	一般社団法人 埼玉県バス協会 専務理事
一般乗用旅客自動車運送事業者	深谷タクシー(有) 代表取締役
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体	一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会 専務理事
住民又は利用者の代表	深谷市 自治会連合会 会長、副会長(2名)
	深谷市老人クラブ連合会 会長
	深谷市民生委員・児童委員協議会 会長
	深谷商工会議所 会頭
	ふかや市商工会 会長
	深谷市大里郡医師会 会長
関東運輸局長(埼玉運輸支局長)又はその指名する者	国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官
道路管理者、埼玉県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	埼玉県 企画財政部 交通政策課 主幹
	埼玉県 熊谷県土整備事務所 管理担当課長
	深谷警察署 交通課 交通規制係長
	寄居警察署 交通課 課長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	国際十王交通労働組合 執行委員長
深谷市副市長	深谷市副市長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
埼玉県 深谷市		北部定期便	地域内フィーダー		地域内フィーダー	地域間交通ネットワーク(JR高崎線)の深谷駅と接続	①
		南部シャトル便	地域内フィーダー		地域内フィーダー	地域間交通ネットワーク(JR高崎線)の深谷駅と接続	①
		北部デマンド	地域内フィーダー		地域内フィーダー	地域間幹線バス系統(国際十王交通)の幡羅農協前バス停と接続	①
		南部デマンド	地域内フィーダー		地域内フィーダー	地域間幹線バス系統(武蔵観光)のグリーンパーク入口バス停と接続	①
		岡部デマンド	地域内フィーダー		地域内フィーダー	地域間交通ネットワーク(JR高崎線)の岡部駅と接続	①
		川本デマンド	地域内フィーダー		地域内フィーダー	地域間交通ネットワーク(秩父鉄道)の武川駅と接続	①
		花園デマンド	地域内フィーダー		地域内フィーダー	地域間交通ネットワーク(秩父鉄道)の小前田駅と接続	①
合 計							

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	深谷市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	78,036
交通不便地域	51,308

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
21,529	深谷北部地区	局長指定
3,764	深谷中部地区	
6,338	深谷南部地区	局長指定
13,267	岡部地区	局長指定
4,195	川本地区	局長指定
5,979	花園地区	局長指定

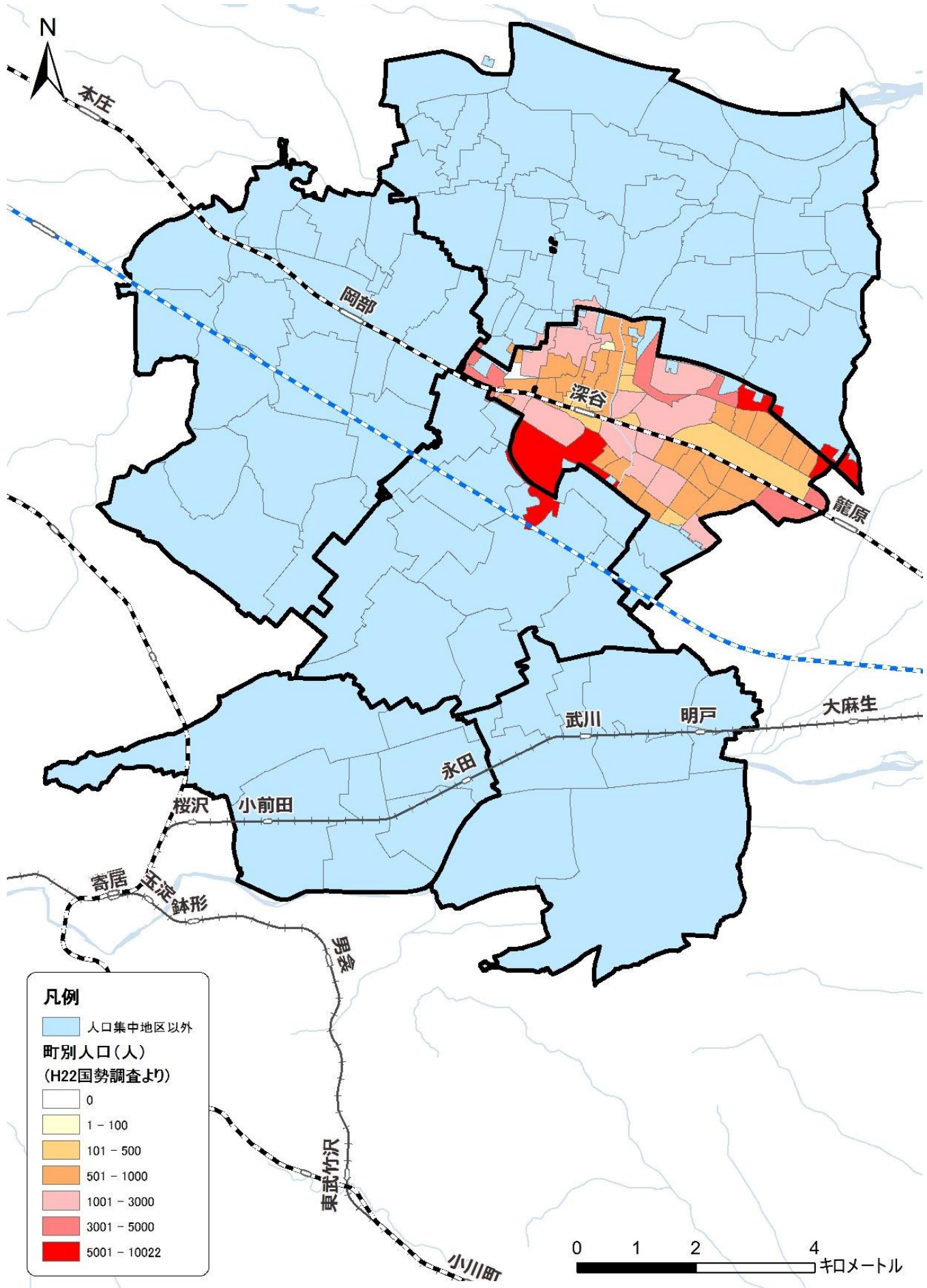
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

深谷市人口集中地区区域図



凡例

- 人口集中地区以外
- 町別人口(人)
(H22国勢調査より)
- 0
- 1 - 100
- 101 - 500
- 501 - 1000
- 1001 - 3000
- 3001 - 5000
- 5001 - 10022

0 1 2 4
 キロメートル

深谷市交通不便地域区域図

